

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県中小企業季節金融資金貸付規則の一部改正
- ◇告示 土地改良区の定款変更
牛のピロプラズマ病等の検査の実施
ふそ病の検査の実施
- ◇公告 危険物取扱主任者試験の実施

規則

鳥取県中小企業季節金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十四号

鳥取県中小企業季節金融資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業季節金融資金貸付規則（昭和三十六年六月鳥取県規則第三十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「二十人」を「三十人」に、「五人」を「十人」に改める。

第三条第三項中「七月五日」を「六月五日」に、「三月四日」を「三月四日」に改める。

第六条第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 貸付期間 四月以内
- 二 貸付金額 五十万円以内
- 三 貸付利率 日歩二銭五厘以内

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十

条第二項の規定により、上北条土地改良区、尾高井手土地改良区、湖東大浜土地改良区及び天神野土地改良区の定款変更について、昭和三十七年四月三十日認可したから、同条第三項の規定により告示する。

昭和三十七年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百四十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛のピロプラズマ病並びに結核病、ブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病並びに結核病、ブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
ピロプラズマ病検査
牛。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

結核病並びにブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
ピロプラズマ病検査……血液沫検査
結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び固

別表（ピロプラズマ病検査）

実施期日	実 施 区 域	実施場所
五月 十六日	智頭町土師区	埴師検診場

〃 十七日 〃 那岐区 野原〃
〃 十八日 〃 池田区 中原〃
別表（結核、ブルセラ病検査）

実施期日	実 施 区 域	実施場所
五月二十一日	智頭町山形区	芦津検査場
〃	若桜町池田区	中原〃
〃 二十二日	智頭町富沢区	坂原検診場
〃 二十四日	〃 山形区	芦津検査場
〃	若桜町池田区	中原〃
〃 二十五日	智頭町富沢区	坂原検診場

鳥取県告示第二百五十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてふそ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、みつばちの所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ふそ病予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 みつばち
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
ふそ病検査……肉眼的検査及び細菌学的検査

別表 みつばちふそ病検査

実施期日	実 施 区 域	実施場所
五月 十四日	八頭郡智頭町山根	太田養蜂場
〃	〃 川戸	豊島〃
〃 十五日	用瀬町別府、上町	西見〃
〃	郡家町山ノ上、山路、金子、下津黒	〃
〃	河原町和奈見、袋河	西見〃
〃 十七日	〃 今在家	馬田〃
〃	〃 稲常	上村〃
〃 十八日	〃 佐治村尾際	重松〃

二十一日	智頭町芦津	石田
二十一日	八河	豊島
二十二日	若桜町中原	山本
二十二日	諸鹿	前上
二十三日	佐治村尾際	馬田
十日	鳥取市湖山町下川端	松田
十日	安長、上原、南隅	池田
十日	岩美郡国府町谷、梶原	池田
十日	津ノ井村弥宣谷、 広岡	池田
十一日	鳥取市浜坂	池田
十一日	気高郡気高町宿、飯里	豊島
十一日	宝木	松田
十一日	鹿野町閑野	松田
十一日	鳥取市向国安、上味野、野 寺、古海、源太	重松
十四日	岩美郡岩美町浦富	小谷
十四日	新井	上村

公 告

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の
二第三項に規定する危険物取扱主任者試験を次のとおり
実施する。

昭和三十七年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の期日及び場所

1 試験の期日 昭和三十七年六月十七日 午前八時
三十分から

2 試験の場所 鳥取市東町 鳥取県自治会館

米子市錦町 米子西高等学校

倉吉市塚町 倉吉東高等学校

二 試験の種類

1 甲種危険物取扱主任者試験（以下「甲種試験」と
いう。）

2 乙種危険物取扱主任者試験（以下「乙種試験」と
いう。）

三 試験科目

1 甲種試験の試験科目は、次のとおりとする。

一 基礎物理学及び基礎化学

(イ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度
の基礎物理学

(ロ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度
の基礎化学

(ハ) 燃焼及び消火に関する高度の基礎理論

二 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方
法

(イ) すべての種類の危険物の性質に関する高度の
概論

(ロ) 危険物の類ごとに共通する特性

(ハ) 危険物の類ごとに共通する火災予防及び消火
の方法

(ニ) 品名ごとの危険物の一般性質

(ホ) 品名ごとの危険物の火災予防及び消火の方法

2 乙種試験の試験科目は、次のとおりとする。

一 基礎物理学及び基礎化学

(イ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎

物理学

(ロ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎
化学

(ハ) 燃焼及び消火に関する基礎理論

二 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方
法

(イ) すべての種類の危険物の性質に関する概論

(ロ) 第一類から第六類までのうち受験に係る類の
危険物に共通する特性

(ハ) 第一類から第六類までのうち受験に係る類の
危険物に共通する火災予防及び消火の方法

(ニ) 受験に係る類の危険物の品名ごとの一般性質

(ホ) 受験に係る類の危険物の品名ごとの火災予防
及び消火の方法

三 危険物に関する法令

四 受験資格

1 甲種試験は、昭和三十七年六月十七日までに次の
各号の一に該当する者

五 出願手続

- 1 受験願書受付期間
昭和三十七年五月四日から昭和三十七年五月二十五日午後五時まで。(郵送の場合は、昭和三十七年五月二十五日午後五時までに着信のものに限る。)
- 2 受験願書の提出先
鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県総務部地方課
- 3 提出書類等

(イ) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは短期大学において、化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者、又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で六月以上危険物取扱の実務経験を有するもの。

(ロ) 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後、二年以上危険物取扱の実務経験を有する者

2 乙種試験は、昭和三十七年六月十七日までに六月以上危険物取扱の実務経験を有する者

(イ) 受験願書

乙種試験を受験しようとする者で同時に二類以上受験しようとする者は、受験願書を別々に提出すること。

(ロ) 四の1の(イ)に該当する者は、最終学校卒業証明書及び六月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(ハ) 四の1の(ロ)に該当する者は、乙種危険物取扱主任者免状(一類から六類)の写し及び免状の交付を受けた後二年以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(ニ) 四の2に該当する者は、六月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(ホ) 写真 一枚

受験願書提出前六月以内に撮影した腕帽正面上半身像の名刺形のものでその裏面に撮影年月日氏名を記載したものを受験願書の写真欄に添付すること。

六 合格者の発表

七月上旬 合格者には本人に通知する。

七 その他

- (イ) 危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類は、実務についた雇用主(会社の支店等にあつては支店長)の証明
- (ロ) 受験手数料は、甲種試験を受験する者は八百円、乙種試験を受験する者は五百円、乙種試験で同時に二類以上受験する者は、類ごとに五百円(いずれも

(イ) 第一類又は第五類の危険物に係る乙種試験を受験する者で、火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)第三十一条第一項の規定による甲種火薬類作業主任者免状、乙種火薬類作業主任者免状若しくは丙種火薬類作業主任者免状又は同条第二項の規定による甲種火薬類取扱主任者若しくは乙種火薬類取扱主任者免状を有する者については、三の2の一の(イ)、(ロ)並びに二の(ロ)及び(ニ)の試験科目が免除されるので免状の写しを添付すること。

鳥取県収入証紙をもつて納付すること)を手数料欄にはりつけ、消印しないこと。なお、納付した受験手数料は、申込みの取消又は受験しなかつた場合でも返還しない。

(イ) 申込締切後の申込みは、一切受け付けない。

(ロ) その他不明の点は、鳥取市東町一丁目二二〇鳥取県総務部地方課にお問い合わせ下さい。